

令和8年度  
さいたま市手話通訳者養成講習会  
受講者募集案内  
**【通訳Ⅰコース】**

さいたま市

(講習会受託者：さいたま市聴覚障害者協会)

**令和8年度 さいたま市手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰコース）  
受講者募集案内**

1. 目的：市民を対象に聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳を行う者を養成することを目的とする。
2. 主催：さいたま市（講習会受託者：さいたま市聴覚障害者協会）
3. 協力：さいたま市手話通訳問題研究会
4. 内容：全36回 実技講習、合同講義（3回）  
講習会の他、効果測定を令和9年1月24日（日）に実施します。

クラス	開催日時	開催場所	定員
大宮 (午前)	5月22日(金) ～翌年2月12日(金)  10:00～12:00	●大宮ふれあい福祉センター 3階 304会議室 大宮区土手町1-213-1	20名
浦和 (夜間)	5月22日(金) ～翌年2月12日(金)  19:00～21:00	●浦和コミュニティセンター 10階 第6集会室 他 浦和区東高砂町11-1 10F	20名

- ※ 会場へお越しの際は、公共交通機関（電車、バス）や自転車等をご利用ください。
- ※ 会場、実施内容、日程等を変更する場合があります。
- ※ お子様の預かりや、講習会へのお子様の同伴はできません。
- ※ 原則として受講決定後、受講クラスの変更はできません。

5. 受講料：無料です。ただし、テキスト代と名札代は自己負担になります。

6. 応募条件：次の条件をすべて満たす者

- ・16歳以上（年度中に16歳になる方も含む）の者
- ・さいたま市在住、在勤、在学いずれかの者の者
- ・地域の中で聴覚障害者との交流に努め、熱心に活動をおこなっている者
- ・原則として全36回に出席できる者
- ・さいたま市の登録手話通訳者をを目指す者
- ・下記のいずれかにあてはまる者
  - (1) さいたま市手話奉仕員養成講習会（基礎コース）の修了者
  - (2) 上記と同程度の他市町村講習会の修了者
  - (3) (1)～(2)いずれかの講習会受講者で修了者と同程度の技能を有する者

7. 受講者選考試験：

申込者全員に対して試験（読み取り筆記・聞き取り表現）を行い、合格した者を受講者とします。なお、定員未満であっても試験を実施します。

**試験日時 令和8年4月26日（日）10：00（受付開始：9：30）**

**試験会場 大宮ふれあい福祉センター（受付：1階 ロビー）**

**※受講者選考試験の案内通知は出しません。上記の通りお越してください。**

**※持ち物：筆記用具**

※「読み取り筆記」は受験者全員、同じ会場で行います。

スクリーンに投影された手話の映像を読み取り筆記解答します。

※「聞き取り表現」は1人ずつ会場へ移動し、スピーカーを用いて再生された音声を聞きながら手話表現します。表現はビデオで撮影します。

8. 修了証・受講証：

全講習36回（実技33回＋合同講義3回）のうち29回以上（合同講義2回を含む）に出席し、かつ効果測定を受験した者に修了証を交付します。

全講習36回のうち26回以上（合同講義1回を含む）出席した者に受講証を交付します。

9. 応募方法：

次の書類をそろえて、11. お問い合わせ先のさいたま市聴覚障害者協会事務局へ持参するか、郵送でお申し込みください。書類の不備や記入漏れは、受付できない場合があります。

① 受講申込用紙（所定用紙）

必要事項を記入してください。

② 110円切手を貼付した封筒

あらかじめ、宛て先に申込者の住所・氏名を記入しておいてください。本協会が抽選等の結果を通知するために使用します。

※5月7日（木）までに、返信封筒が届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

10. 申込締切：令和8年4月15日（水）17：00まで 必着

（※郵便事情にご留意ください）

11. お問い合わせ

さいたま市聴覚障害者協会事務局  
〒330-0801 さいたま市大宮区土手町 1-213-1  
大宮ふれあい福祉センター4階  
TEL・FAX 048-653-7324  
TEL 048-788-4411

この募集案内は380部作成し、1部あたりの印刷経費は15.8円（概算）です。